

## 税金 トレンド! ZEIKIN TREND

税金の「今」  
がわかる!

## 2割特例終了と経過措置見直しで、 何が変わる?

### 令和8年度改正

# 消費税のここが変わった



令和8年度税制改正では、インボイス制度導入時に設けられた各種経過措置の見直しが行われました。免税事業者からインボイス事業者になった小規模事業者向けの「2割特例」が終了し、新たに個人事業者を対象とした「3割特例」が創設されます。また、免税事業者等からの仕入に係る仕入税額控除の経過措置も見直されることとなりました。

今回は、令和8年度税制改正におけるインボイス関連の改正ポイントと実務上の留意点を解説します。

## 1 2割特例が終了し、「3割特例」がスタート

インボイス制度開始に伴い設けられた「2割特例」は、令和8年9月30日をもって終了します。これに代わり、令和9年分および令和10年分の申告については、一定の個人事業者を対象として「3割特例」が創設されます。

### 3割特例とは

売上に係る消費税額からその70%を控除することで、納付税額を売上税額の3割に抑える特例です。インボイスの保存も不要で、計算がシンプルな点が特徴です。

**計算式** 売上税額 - 売上税額 × 70%  
= 納付する税額 (売上税額の3割)



### 【主な適用要件】

- 個人事業者であること
- 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であること
- インボイス発行事業者の登録を受けていること
- 課税期間の特例により課税期間を短縮していないこと



ここがポイント!



簡易課税制度との比較：どちらが有利か?

3割特例は分かりやすく便利な制度ですが、すべての事業者には有利とは限りません。簡易課税制度を選択した場合、業種ごとに定められた「みなし仕入率」が適用されます。

例えば、卸売業は90%、小売業・農林水産業等は80%のみなし仕入率となっています。このような業種では、簡易課税制度を選択した方が、3割特例を適用するより

も消費税の納税額が少なくなると考えられます。ただし、一旦、簡易課税を選択すると2年間は継続して簡易課税を選択する必要がありますので、注意が必要です。一方、多額の設備投資などで課税仕入れが多い場合は、本則課税（原則課税）を選ぶと消費税の還付を受けられる場合があります。

## 2 簡易課税制度選択届出書の提出期限が柔軟に

通常、簡易課税制度の適用を受けるには、その課税期間開始までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しなければなりません。しかし今回の改正では、2割特例・3割特例を適用した事業者について、翌課税期間から簡易課税制度へ移行しやすくする特例措置が設けられました。これにより、簡易課税制度を適用する課税期間の申告期限までに届出書を提出すれば、当該課税期間から簡易課税制度を適用できます。

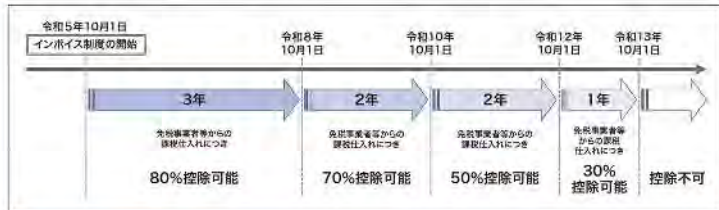
**【注意事項】**

- 「2割特例」の適用を受けた課税期間の翌課税期間が令和8年9月30日以前に終了する場合は、その課税期間の末日が届出期限となります。
- 確定申告書の提出期限の特例の適用を受ける法人等に関しては、当該特例により延長された期限が届出書の提出期限となります。
- 簡易課税制度を選択した場合は、原則として2年間継続適用が必要です。



## 3 インボイス発行事業者以外からの課税仕入控除の見直し

インボイス発行事業者以外からの課税仕入れについては、一定割合の仕入税額控除を認める経過措置が設けられています。今回の改正では、この経過措置の適用期限が2年間延長された一方で、控除割合は段階的に縮小されることとなりました。



制度導入当初の「80%控除」から、今後は「70%」「50%」「30%」へと段階的に引き下がられていきます。免税事業者等との取引が多い企業では、今後の消費税負担に影響するため注意が必要です。

## 4 大口取引の控除限度額の見直し

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、適用できる仕入額の上限も見直されました。

従来は、一の取引先からの課税仕入れ額が年間10億円を超える部分について控除対象外とされていましたが、改正後はその基準が1億円へ引き下げられます。令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されますので、取引規模の大きい事業者は事前に影響を確認しておくことが必要です。

令和5年8月25日の「適格請求書等保存方式の円滑な導入等に係る関係府省庁会議資料」では、インボイス制度導入後の税務調査について、「軽微な記載不備を目的とした調査は実施していない。」こととされています。また、調査等の過程でインボイスの記載事項の不足など軽微なミスを把握した場合は、他の書類等での確認や修正インボイスを交付といった柔軟な対応によって、まず制度の定着を優先する方針が示されています。しかし、インボイス制度の開始から約3年が経過し、制度はある程度浸透してきました。こうした状況を踏まえれば、これまでの柔軟な運営が今後も続くとは限りません。経過措置が見直される令和8年10月に向けて、この機会に保存書類の内容や管理体制をあらためて確認しておくことをお勧めします。

ひとくちメモ

